



Kakimoto & Nagashima LLP

Certified Public Accountants Consultants

ニュースレター

Volume 9発行3

2011年 10月

発行内容

項目内容	1
日系現地法人の必要性に適合する監査法人の選任	2
・ 2011年設備投資に対する連邦税減税措置	3
・ 使用税と消費者の責任	
iPadは、ビジネス用ツールとして、ラップトップパソコンの代替品になりえるか?	4

項目の要約

新しい監査法人の必要性

粗末な顧客対応、高額すぎる報酬、不十分な信頼関係等、監査人の変更には、様々な理由があります。監査法人はどれも同じではありません。企業が新しい監査人を探す際、選出作業に尽力することは、長い目で見れば決して無駄なことではありません。

2011年設備投資に対する連邦税減税措置

景気回復の対策として2010年に立法された“The Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010”は、購入した固定資産を取得年度に多く償却できる規定を含んでいます。この現行の規定では、新規購入の固定資産の使用開始年度が2011年度なのか或いはそれ以降なのかで、初年度の控除額に大きな違いが発生する場合があります。固定資産の設備投資を計画されている企業にとっては、2011年に設備投資をするほうが2012年以降の投資より、キャッシュフローの面から有益となるかもしれません。一方、使用期限切れが近い繰越欠損のある場合には、これらの規定への対策も含めたプランニングが必要です。また、現在検討されている“The American Jobs Act of 2011”には、初年度の100%ボーナス減価償却控除の期限を2012年まで延長する条項が含まれています。こちらの行方も追いながら、設備投資に関する税務上のメリットとデメリットを、今後のタックス・プランニングに反映されて下さい。

使用税と消費者の責任

カリフォルニア州は使用税徴収に近年益々力を入れており、消費者が消費者に課せられている使用税に対する責任を認識することが重要になってきています。消費者が見過ごしがちな使用税について“使用税とは何か、消費者に課せられた使用税の申告責任とは何か”等をご説明いたします。

iPadは、ビジネス用ツールとして、ラップトップパソコンの代替品になりえるか?

iPad2が発売された今、この注目の電子機器が、ビジネス使用において有効に活用できる機能をどれだけ備えているのかを検討してみる時がきていると思われます。改良され向上した処理能力により、iPad2はラップトップパソコンに取って代わるビジネス機器となったのでしょうか？ その答えは、時間がたって初めて判ることかもしれませんが、その可能性を考えてみたいと思います。

お問合せ方法

柿本長島会計事務所では、お客様に一流のサービスを提供することをモットーとしております。お客様が日頃お持ちになられている会計・税務上での御意見、御質問等ございましたら、お気軽にご連絡下さい。また、当事務所に関する情報は下記ウェブでもご覧いただけます。

<http://www.knllp.com>

TEL: (310) 320-2700

FAX: (310) 320-4630

Email: sboffice@knllp.com

柿本長島会計事務所のニュースレターはオンラインでご覧いただけます。お客様の Eメール アドレスを<http://www.knllp.com/newsletter/registration.php>にご登録いただければ、ニュースレターの更新情報をメールで配信させていただきます。最新の会計/税務情報をお客様にご提供できる機会を楽しみにしております。

An Independent Member of the

plante moran
ALLIANCE

日系現地法人の必要性に適合する監査法人の選任

定期的を実施することが求められている財務諸表監査。その監査報酬と会計監査サービスの質的満足度をコスト・ベネフィットの側面から考えたとき、次のような「不都合な事実」が散見されることはありませんか。

- 不適切なサービス内容
- 監査日程の遅延
- 依頼内容にそぐわない報酬体系
- 質問に対する回答の遅さ
- 監査法人の担当者への入替りの頻繁さ
- 担当者の専門知識の不十分さ
- 情報を先取りした動きがない

新しい監査法人の選出

監査人変更に要する組織全体としてのコスト、時間、労力の無駄を避けるためには、選出に十分な考慮をし、移行に伴う時間に配慮し、次期の監査報告書の期限より十分な時間的余裕を持って選出作業を進める必要があります。監査法人は十人十色でいろいろな監査理念やアプローチを持っています。上手に選べば御社に合った監査人を選出することが可能です。

一般的には選出までには会計事務所の調査、面接、報酬見積書の提出という段階を踏むことになります。会計事務所がどのような業務を行っているか知るためには、ウェブサイトのサーチ、詳細の閲覧、事務所の評判、顧客ベース情報、口コミ情報や業界内での紹介、同僚検閲（米国公認会計士協会が指定する監査法人監査）の結果等ある程度の調査をする必要があります。面接の段階では、会社情報、監査業務条件、会社にとっての重要事項等を候補事務所と話し合う場を設け、感触をつかみます。報酬見積書では、報酬の妥当さ、契約内容が会社の求める監査条件や内容に合致するかを考慮する必要があります。

以上の選出作業を行う際、次のような評価基準を考慮することをお勧めします。

- 経験
- 専門知識の豊富さ
- サービスの質
- 信用度
- 独立性
- 監査計画のアプローチ、サービスチームの陣容
- パートナーやマネージャーの参画度合いの見極め
- 外部ないし内部組織への適切なコミュニケーションルートが確保できるか
- サービスネットワークの充実度、人的資源へのアクセス
- サービスの品質管理手法とその信頼性

柿本長島会計事務所の会計監査、及び関連業務内容

柿本長島会計事務所は、本邦の上場企業並びに非上場企業の所有する米国現地法人、また米国私企業の会計監査に30年以上の経験を有します。弊所は、御社の経営の“かたち”に適合した専門知識と人材を組織・組成し、提供することを可能にする幅広いネットワークを構築しています。また、会計監査関連業務として以下の様な対応も扱っております。

- 親会社の外部監査人への提出用報告パッケージの作成及び報告・調整作業
- 親会社の内部監査人、会計担当者との報告・調整作業
- 連結パッケージ対応

- 財務諸表監査以外の業務（レビュー、コンプライアンス、Agreed-Upon Procedure等）

米系大手監査法人の監査報酬レベルを考えると、それよりも遥かに適正な価格で、質的にも内容的にも十分比肩し得る監査、及び関連業務を弊所は提供し続けており、今後も「競争力のある代替案」として御社の会計監査の費用対効果を最大化する選択肢です。米国証券取引委員会監督下の上場会社を監査する大手監査法人に対する規制の拡充に伴い、大手監査法人が比較的規模の小さい米国内非上場顧客に掛けられる時間は非常に限られています。また、大手事務所は、その自身の規模の大きさが故に、比較的規模の小さい顧客との契約を効率的に遂行できない場合もあります。柿本長島会計事務所は、御社の質問やコメント、そこから読み取れる顧客の要請を適確に理解し対応することが出来る「機微」を備えた信頼できる組織です。

当事務所の監査は、御社のビジネスの方向性と会計方針に対する深い理解に立脚し、高品質なサービスを生み出すことを是として行われます。また、最高位の顧客サービスを常に提供するため、次のことに日々傾注しています。

- 顧客の立場に立ち、顧客の要求に合った、満足度の高いサービス
- 高品質な成果物の提供
- 顧客の期待に応え、またそれを超える努力
- 期日厳守
- 容易にアクセスでき、即時に適確な回答が得られる専門サービス
- プロフェッショナル意識
- 顧客に対するすばやい対応

当事務所は全米12位の規模のPlante & Moran会計事務所との提携関係を結んでおり、顧客の必要と要請に応じてより多くの、また、より専門的な人的資源にアクセスできるネットワークを構築しています。両事務所からの高い専門知識と才能、信頼性を持ったスタッフが集結することにより、より広範囲で多角的なサービスを高水準で提供できる体制でクライアントを常にサポートいたします。

会計監査に係る非効率、費用対効果といった懸念の多くは、御社の必要性に適合する監査人を十分吟味して選任することで、改善することができます。当事務所は数多くの日系企業顧客との長年の対話の中で培ってきたサービス体制と品質管理体系と実務経験を有し、日系企業が米国ビジネスの現場で直面する多くの事例と問題を解決してゆく為の人的資源を持ち合わせております。御社の具体的な要求にお答えするために、お気軽にご連絡ください。当事務所の監査業務等についての情報は、ウェブサイトでもご覧いただけます。◆

(4ページの続き)

さて、iPadをビジネスに活用する時流は到来したのでしょうか。その答えは、使用目的と、費用対効果を考えることで個別の判断になると現時点では言わざるを得ません。なぜならば、iPadを使用する費用はiPad本体の値段だけではないことを認識しなければならないからです。必要なアクセサリやアプリケーションを決めるにあたって、その費用対効果を充分に考慮する必要があります。

多くの入力作業が必要な仕事であれば、今のところまだiPadは適切な商品ではありません。けれども、たぶん今後はiPadがもっともっとビジネス機器として職場に普及していくのではないのでしょうか。もし仕事をより容易に効率的に行うためにiPadを使うことができると感じたら、私どもにお気軽にご相談ください。、最良の判断に必要な情報の提供をさせていただきます。◆

2011年設備投資に対する連邦税減税措置

2010年12月、オバマ大統領は包括減税法“*The Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010*”に署名しました。この法令は、停滞している景気を回復する為、ビジネスの発展を促進する目的の多々の奨励策を提供しました。その一つに、設備投資の増加を促進する対策として、固定資産の早期償却も含まれています。但し、固定資産の早期償却の場合、固定資産の使用開始日によって適用となる規定が異なり、現在有効の税法では、2011年度の設備投資の場合2012年以降の投資に比べ、かなり多きな額が初年度に控除できるようになっています。注：現在検討されています*The American Job Act of 2011*には、初年度の100%ボーナス減価償却の期限を2012年まで延期する条項が含まれます。設備投資のタイミングは、こちらの改正の行方も追いつながらの考慮が必要かと思われます。

Section 179 Expense Deductionについて

通常、固定資産は減価償却の対象となり、税務上の損金算入は毎年の減価償却額となります。しかし、内国歳入法第179条（“179条”）に基づき、法人納税者は179条に資格する固定資産（下記参照）に関し、その購入年度に一括損金算入する選択肢があります。但し、一括損金算入できる額には、固定資産の使用開始年度によって異なる次のような規定があります。本年度適用となる2010年及び2011年に始まる税務年度では、一括損金算入としての控除額の上限は\$500,000です。但し、当該年度に使用開始された179条に資格する固定資産（“179条資産”）の年間総取得額が\$2,000,000を超える場合には、その超過額と同額分、控除額の上限が減額されます。従って、179条資産の総取得額が\$2,500,000を超えた場合、一括損金算入できる上限はゼロとなり、179条によるメリットはとれなくなります。一方、2012年から始まる税務年度では、一括損金算入できる上限は\$125,000まで引き下げられ、この上限も総取得額が\$500,000を超える時時点から減額されず、従って、2012年に始まる年度では、総取得額が\$625,000を超えた場合、179条によるメリットがなくなります。また、2013年以降から始まる年度では、一括損金算入できる上限は更に減額されて\$25,000となり、この上限も総取得額が\$200,000を超えると減額となり、2011年度とは比べものにならない程、許容枠が狭くなります。

尚、179条に基づいて一括損金算入できる金額には、上記の規定に加え、さらに課税所得額（ビジネス所得）を上限とする規定があります。この規定には、上記の他の規定のような課税年度による違いはありません。

また、179条による一括損金算入額の計算にあたり、年内のどの時期に購入されたのかによる調整は不要です。購入が年初でも年末近くでも、同様に購入額全額が179条による一括損金算入の対象になります。

179条資産：一般に、機械設備や市販されているコンピューターのソフトウェア等は、179条資格資産となります。また、2010年並びに2011年度中に始まる税務年度に限定して、ある一定の不動産も179条の対象となります（“資格不動産”）*。資格不動産の場合には、179条による一括損金算入は\$250,000が限度額で、上記の179条資産の購入額による限度額の一部に充てられます。つまり、2011年度に適用となる\$500,000の控除限度額は資格不動産も含めた179条資産全体に課せられる限度額です。

*資格不動産には*Qualified Leasehold Improvement, Qualified Restaurant Property, Qualified Retail Improvement Property*が含まれる。

100% Bonus Depreciationについて

固定資産使用の初年度に適用され、一般にボーナス減価償却と呼ばれる控除は、景気回復促進を目的とする税法上の優遇措置です。内国歳入法第168条によるボーナス減価償却の規定にはボーナスとして加速償却できる額に限度が無い為、179条に比べてより多くの納税者に

適用可能な法令と思われます。2010年の税法改正により、50%の初年度ボーナス減価償却条例の適用期間が2年間延長され、2012年12月31日までの期間内に使用開始となる資格資産に適用できることになりました。さらに、2010年9月9日以降2011年12月31日までに使用開始された資格資産については、取得年度にて100%の一括償却を認めています。従って、現在有効の税法では2011年度に使用開始となる資格固定資産の減価償却の控除額は、2012年に使用開始の場合と比べ、かなり多額となる事に留意する必要があります。*The American Jobs Act of 2011*が法律となった場合には、100%ボーナス減価償却が2012年まで有効になりますが、現在はまだ未定です。慎重な検討が必要かと思われます。

一般に、ボーナス減価償却が適用できる資産は、税法上の償却年数が20年以下で、2011年12月31日までに購入し使用開始された機械設備、特定のコンピューターソフトウェア、*qualified leasehold improvement property*で、新品での購入でなければなりません。179条が適用となる資格不動産の内、*qualified restaurant property*又は*qualified retail improvement property*には、ボーナス減価償却は適用されません。但し、*qualified leasehold improvement property*の定義にも該当する場合には、ボーナス減価償却の適用が可能となります。

乗用車の減価償却控除には、限度額があり、その額は毎年インフレ調整されます。しかしながら、大型のSUV“*Heavy SUV*”は、ビジネス使用が50%超の場合には、高級乗用車に課せられる減価償却額の限度額規定から免除され、ボーナス減価償却の対象となります。

初年度ボーナス減価償却控除は、期中の資産使用月数に基づいた費用按分を用いることなく許可されています。その結果、たとえ資格資産が2011年の後期に使用開始された場合でも100%の償却が可能です。

179条は納税者の選択による適用ですが、ボーナス減価償却の場合には、選択ではなく資格資産には全てその適用が課せられます。留意すべきは、ボーナス減価償却が、納税者にとってデメリットとなる場合もある事です。例えば、繰越欠損の使用期限が迫っている場合、加速償却により課税所得が減り、使用しきれない繰越欠損が発生するケースも考えられます。ボーナス減価償却がデメリットとなる場合には、ボーナス減価償却を適用しない選択を行なう事ができます。

尚、上記の179条並びにボーナス減価償却は、連邦の法人税に係わる規定です。州税に関しては、これらの規定が適用されない州も多い点、ご注意ください。

179条とボーナス減価償却に係わる規定は、現在有効の税法では来年より今年のほうがはるかに優遇されています。今日の困難な経済環境にもかかわらず設備投資を計画されている企業にとって、税への影響を考慮するしかないかで、キャッシュフローへの影響に大きな違いが発生する可能性があります。今後の税改正の動きも追いつながら、慎重かつ迅速なプランニングが今必要です。資格資産の定義の詳細なども含め、179条並びにボーナス減価償却に関してのご質問がありましたら、当事務所までご連絡下さい。◆

使用税と消費者の責任

使用税 — 消費者の申告責任

このニュースレターをご覧いただいているほとんどの方は、売上税、物品を購入したときに課せられる税金、をご存知だと思います。レストランの支払いから新車購入まで“売上税”を認識されているのではないのでしょうか。しかし、物品を使用したときに発生する、いわゆる“使用税”に対する支払い義務が消費者にあることをご存知でしょうか。

使用税は売上税のコンセプトと似ているのにもかかわらず消費者に見過ごされやすい税金です。米国では20以上の州が“非課税品を除いた全ての物品の使用、貯蔵・消費が課税の対象となる”というコンセプトを導入しています。カリフォルニア州でも使用税法が1935年7月1日から施行されています。カリフォルニア州では州外でビジネスを行っている小売業者との間で発生した取引は売上税の対象となっておりませんので、消費者は州外の小売業者から州内で購入するよりも安く物品を購入することが可能になります。この不利な立場から州内の小売業者を守るために使用税法が施行されました。

使用税の申告義務者と申告方法

一般的には売上税対象である有形動産が使用税の対象となります。カリフォルニア州歳入課税法規 (Revenue and Taxation Code) 第6016条では有形動産を“可視でき、計測可能であり、感じられて、触れられる、など五感で感じるものの出来る動産”と定義付けています。

もしカリフォルニア州の販売許可 (Seller's permit) を取得されている方は、使用税を売上税と共に売上・使用税申告書作成で申告することが出来ます。販売許可を取得する必要がない方でも、以下の条項に当てはまる方は、適格購入者プログラム (Qualified Purchaser Program) により登録と申告義務が発生します。

- 州内・州外取引に係わらず年間の総受領高が少なくとも\$100,000を超える消費者

- 販売許可取得の必要が無い消費者
- 使用税の直接納税許可を取得していない消費者
- カリフォルニア州平準局 (the Board of Equalization) に使用税申告者登録をしていない消費者

販売許可または使用税登録されていない場合は、使用税をカリフォルニア州所得税申告書で報告する必要があります。

よくある間違いとその防止法

これまで、多くの消費者がインターネットを介して購入した物品はインターネット非課税法 (Internet Tax Freedom Act) により非課税であると信じていました。しかし、この法律は、インターネットアクセスフィーに対する課税を防止するものであり、インターネットを介して購入した物品の課税を免除するものではありません。州外からオンライン、メールオーダー、テレビジョンショッピングを介して購入された物品に売上税が加算されているか頻繁に確認することをお勧めいたします。州外の小売業者からの物品購入でも、その業者がカリフォルニア州でビジネスを行っているカリフォルニア州から認識されている場合もあります。そのような業者から物品を購入された場合、州外からの購入でありながら請求書には売上税が加算されています。もし、売上税が加算されていなければ、当該取引に関する売上税申告は物品購入者の義務となります。

カリフォルニア州は使用税徴収に近年益々力を入れておりますので、消費者は州政府により売上税・使用税法を遵守しているか細かく検証され始めています。カリフォルニア州平準局は、売上税・使用税に関する消費者からの質問に答えるために複数のリソースを提供しています。

売上税・使用税に関しましてご質問・ご不明な点等ありましたら弊所までご連絡ください。 経験豊富なプロフェッショナルがご対応いたします。◆

iPad は、ビジネス用ツールとして、ラップトップパソコンの代替品になりえるか？

最近の調査では、アメリカのティーンエイジャーやそれより若干年長の若者の5人に1人がiPadを欲しいと回答しています。アップル社が一月に300万台ものiPadを販売しているのも、こういった若年層の需要に牽引されています。iPadは、家庭用電化製品の単一商品としては史上最高の速さで、販売されています。

ベッドで映画を見たり本を読んだりする為など、購入者の多くはパソコンの補足品としてiPadを選んでいきます。もちろんiPadは、単なる電子書籍やマルチメディア機器ではありません。E-mailやウェブサイトの閲覧にも適しています。(これらはiPad用に開発された高性能ソフトウェアを利用した機能でiPadの標準装備です。) また、You TubeやFacebookなどの全ての機能を、ラップトップパソコンと同じくらい手軽に利用することができます。

日常の個人的なニーズに関しては、iPadは充分にパソコンに取って代わる機能を備えています。では、ビジネスでの使い勝手はどうでしょうか？あなたがラップトップやデスクトップパソコンで行っている毎日の仕事にタブレット一枚で、全て支障なく対応できるのでしょうか？

現在のiPadが、パソコンに取って代わるビジネス機器として有力な候補となる上での難点の一つとして、スキャナーやバックアップ用のハードドライブを差し込むことができない点が挙げられます。また、機器どうしでのデータ転送は、可能ですが煩雑な手順が必要です。

しかしながら、ラップトップパソコンの普段の使用目的の殆どが、“E-mail、ウェブの閲覧、書類の閲覧”という、3つの典型的な機能に限定される方々にとっては、使い慣れたパソコンがWindowsかMacかに拘わらず、iPadが快適なパソコンの代用品又は補足品となりえるでしょう。

また、もちろん、iPadに文章作成や表計算の機能を加える事もできます。プレゼンテーションの編集機能も含まれているDocuments To Goは、最も良いアプリケーションのひとつです。しかしながら、キーボードがスクリーン上にあるが為の使い勝手の悪さは多くの方が感じるところでしょう。Bluetoothのキーボードなど、購入可能なアクセサリはこの難点を軽減しますが、今のところマウスをサポートする機能がないことに留意する必要があります。

会社にリモートデスクトップのような環境があるならば、iPadでも、離れた場所から会社のネットワークに繋がり、基本的な機能であればパソコンと同様に作動させる事ができます。Citrix、Sonicwall、LogMeInなどはiPadを会社のネットワークに接続させるアプリケーションを販売しています。つまり、ラップトップ又はデスクトップパソコンの代わりにiPadを使いあたかも会社にいるように遠隔の場所で作業ができます。また、iPadを使い遠隔から会社にあるデスクトップをコントロールして、あたかも会社でデスクトップの前にいるように作業を行うことも可能です。

ビジネスを円滑に進めるにあたり、iPadならではの特に優れた機能もあります。その幾つかを、以下にまとめます。

1. 会議でのiPadの使用

会議直前に短時間で書類を見直したい時、iPadなら手軽に速やかに書類にアクセスできます。

平面のiPadは、ラップトップパソコンを用いたプレゼンテーションで顧客との間にできる空間的な“壁”を取り除きます。

iPadでも、顧客の顔が見えるビデオ会議を可能にするSkypeを利用することができます。

2. 第二モニターとしてのiPad

DisplayLinkとAir Displayから提供されているアプリケーションを搭載する事で、iPadをラップトップやデスクトップパソコンの拡張モニターとして利用することを可能にします。

3. 理想的なノートとしてのiPad

Evernoteなどのアプリケーションは、iPadでクラウドベースのテキストを制作することを可能にします。そのテキストはiPadやパソコン、スマートフォンなどで見ることが可能です。

4. 起動が早いiPad

会議の前、ラップトップパソコンでは起動が遅く、待たされることになりませんがiPadはそういったことはありません。

(2ページに続く)